

新座市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(新座市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 新座市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 4 条並びに第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 1 6 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条第 3 項において同じ。</u>）とする。 (第 1 号部分休業の承認) 第 1 7 条 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下この条において「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 4 条並びに第 1 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 1 6 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>次条第 1 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。</u>）を除く。）とする。 (部分休業の承認) 第 1 7 条 部分休業（<u>育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。</u>）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。</u>））にあっては、当該非常勤職員に

- 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ついて定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

<u>（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第１７条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第１７条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第１８条 職員（次項に規定する職員を除く。）が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１４条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 ２ 〔略〕 （部分休業の承認の取消事由） 第１９条 <u>育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第１９条第３項の規定による変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第１８条 職員（次項に規定する職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１４条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 ２ 〔略〕 （部分休業の承認の取消事由） 第１９条 <u>第１３条の規定は、部分休業について準用する。</u>
---	--

（新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年新座市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後
---	---	---

改 正 前

(給与の減額) 第14条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部若しくは一部を勤務しないこと又は大学その他の教育施設における修学のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第14条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと又は大学その他の教育施設における修学のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
--	--

(新座市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 新座市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年新座市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第4条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部若しくは一部を勤務しないこと又は大学その他の教育施設における修学のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第4条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないこと又は大学その他の教育施設における修学のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（新座市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第4条 新座市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年新座市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前

附 則

（新座市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 2 1 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 5 条の規定による改正後の新座市職員の育児休業等に関する条例第 1 6 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

附 則

（新座市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 2 1 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 5 条の規定による改正後の新座市職員の育児休業等に関する条例第 1 6 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中新座市職員の育児休業等に関する条例第 1 7 条第 3 項の改正規定（「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の新座市職員の育児休業等に関する条例第 1 7 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

令和 7 年 5 月 2 6 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

1 年につき 1 0 日相当の時間を超えない範囲内における部分休業の取得に係る要件を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。